

よくある協定の違反例 いま一度ご確認ください

✖ どの能力・経験調整指数を用いて一般賃金額を算出しているか、記載がない（「一般賃金額と同等以上にする」のみ記載など）



【労使協定の記載イメージ】

第〇条 対象従業員の基本給および賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
Aランク：10年
Bランク：3年
Cランク：0年



✖ 労使協定に「別表」とあるが、その別表が添付されていない

※下線部のような記載がある場合はご注意ください

第〇条 対象従業員の基本給、賞与および手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす**別表1**に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する**別表2**の地域指数を乗じたものとする。



✖ 端数処理の方法が誤っている

一般賃金

- ・局長通達（別添1または別添2）の数値×地域指数（別添3）をし、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は**切り上げ**。また、この額に一般退職金（6%）をさらに乗じる場合に、1円未満の端数が生じた際、この端数も**切り上げる**ことが必要。

例：1,253円(別添1又は別添2) × 0.922 (地域指数) = 1,156円 (1155.266)
1,156円 × 1.06 (一般退職金) = 1,226円 (1225.36)

協定対象派遣労働者の賃金

時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は**切り捨て**



✖ 通勤手当などの手当や評価方法について「就業規則（賃金規程）による」等と記載されているが、この就業規則などが事業報告の提出時に添付されていない

※下線部のような記載がある場合はご注意ください

第〇条 教育訓練、福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）その他賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、**社員就業規則第〇条から第〇条までの規定を準用する**。



一般退職金の選択肢1を選択しているが、一般退職金と比較していない（単に「退職金の支給は退職金規程による」とのみ記載など）

- 一般退職金は選択肢1～3のいずれかを労使の話し合いで選択することなどがが必要です。
- 選択肢1 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）
 - 選択肢2 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）
 - 選択肢3 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金などに加入する方法（中小企業退職金共済制度などへの加入の方法）



公正な評価規定がない／賃金を改善する規定がない

派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力または経験などを公正に評価し、その向上があった場合に賃金が改善されるものでなければなりません。（労働者派遣法第30条の4第1項第2号および第3号）
評価規定は様々なものが考えられますが、公正さを担保する工夫が必要です。



【労使協定の記載イメージ】

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第〇条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第〇条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第〇条の昇給の範囲を決定する。
- 2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第〇条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表〇のとおり、賞与額を決定する。

（賃金の改善）

- 第〇条 甲は、第〇条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

「業務内容や能力を待遇に反映させる仕組みができていない」
 などのお困りの際は、以下をご参照ください。

■ 派遣労働者の待遇改善に向けた対応マニュアル

「評価基準・決定プロセスの明確化」などの待遇決定の対応策を紹介しています

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745995.pdf>



■ 働き方改革推進支援センター

社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上の悩みをお聞きし、賃金規程の見直しなどを含めた働き方改革に向けた取り組みを支援します。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



■ 労使協定の「イメージ」もご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000701813.pdf>



<マニュアル>



お問い合わせ先 兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課

〒664-0857 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタル14階 TEL:078-367-0831